

平成29年度 事業計画書・収入支出予算書

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針

<基本理念>

“笑顔で” “元気に” “自分らしく”

<基本方針>

1. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。
2. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。
3. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。

<ロゴマーク>



平成29年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画

各務原市社会福祉事業団は平成28年10月に法人設立20周年を迎えることができました。社会福祉の公的責任を担いつつ、各務原市の福祉施策を具現化する役割を与えられた当事業団は、多様化する福祉ニーズへの対応及び障がい児・者の支援体制の確立という目標に向かって事業を展開してきました。施設ご利用の皆様はもとより、地域や関係機関の皆様のご支援、ご協力により20年目を迎えられたことを職員一同再認識し、今後もよりよい施設づくりに努めていきます。

昨今の社会福祉をめぐる動きは、社会福祉法人制度改革により、「適正な運営」「運営の透明性」の確保と「経営情報の公開」、及び「地域貢献」が求められ、法制度も大きく変化しました。法人としてそれらへの対応を確実に進めていきます。また多様な事業主体の参入や指定管理者制度への対応など、競争原理の下で経営感覚がより一層重要視されています。

平成29年度の事業運営では、障がい児施設の利用児の増加に伴い、福祉の里つくしの定員を30名に拡充し、受け入れ体制の充実を図ります。さらに、市や幼稚園・保育所と連携して、障がい児施設（つくし・たんぼぼ・さくら）での支援の流れを一体的に見直し、必要な時期に必要な支援が受けられる体制づくりに努めます。

「地域貢献」としては、各務原市実施の「すくすく応援隊訪問事業」へ事業団職員がアドバイザーとして加わり、市内の幼稚園・保育所の気になる子の相談支援に寄与します。保育所等訪問支援事業については対象者の把握を行い、保育所等の関係機関との調整を進めてその実施の準備を進めます。また、相談支援事業の拡充も視野に入れた事業展開を行います。その他、障がい児・障がい者等施設の安定した運営を行い、利用者・ご家族に寄り添った支援、安心・安全な支援が行えるよう努めていきます。合わせて、法人全体の財務管理・組織管理・事業管理全般にわたる検討を一層深め、効率的、効果的な運営に努め、引き続き第三者評価の受審により事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に繋げていきます。

これまで各務原市の地域福祉施策の一翼を担ってきましたが、今後は事業団に求められる地域性、公共性の一層の充実を目指し、利用者本位の視点に立った地域福祉への積極的な取り組みを推進するため、地域、行政との協働の下に、人的資源と施設機能を活かしたより質の高いサービスを提供し、地域貢献に努めてまいります。

法人本部（事務局）・福祉の里総務課

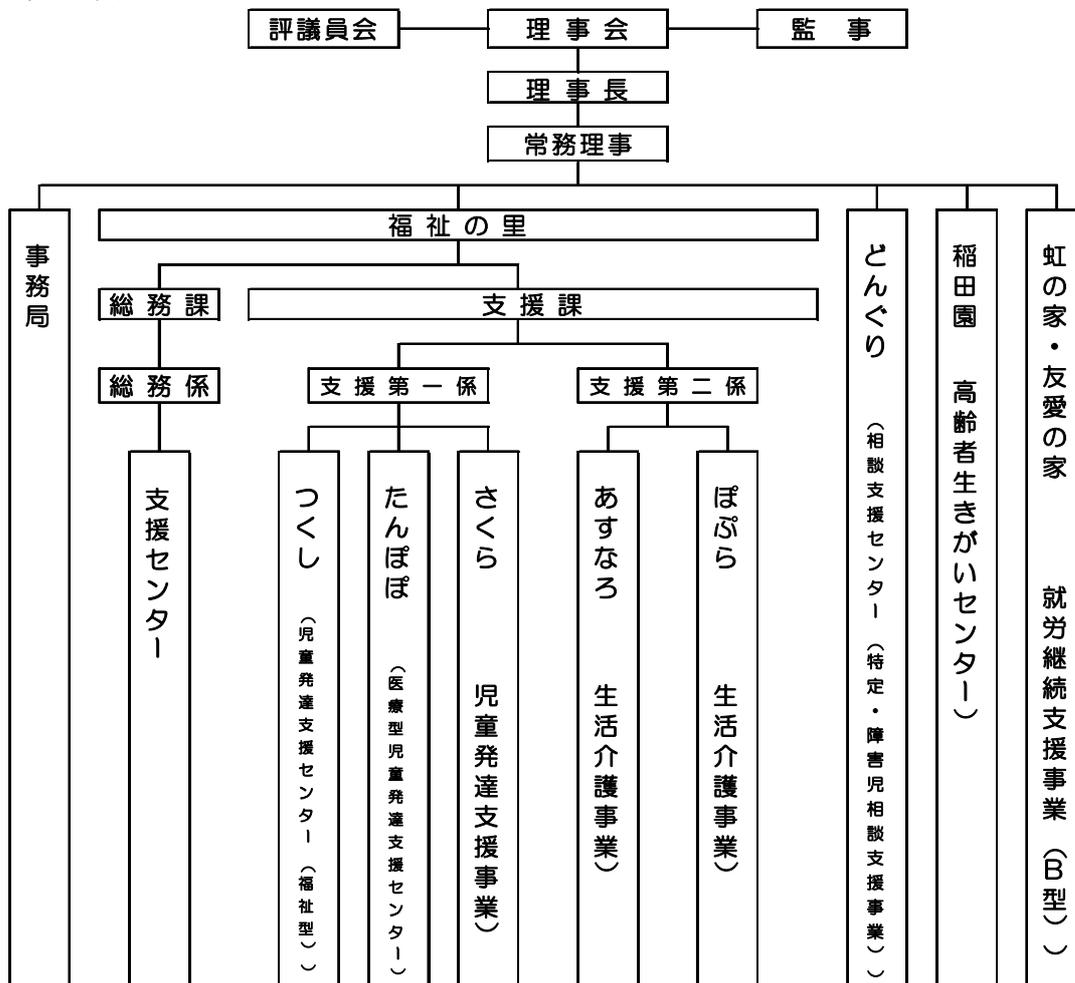
1. 事業概要

- (1) 予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、理事会・評議員会を開催します。
- (2) 多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、委託者である各務原市はもとより関係機関との連携を深め、より良い支援体制の確立を目指します。
- (3) 人材育成の強化を図るため、研修体系に沿った職員研修を実施します。
- (4) 職員が安心して働けるよう、福利厚生や環境整備に努めます。
- (5) 苦情解決制度や第三者委員制度を周知徹底し、利用者の意見を真摯に受け止め反映するようにします。

2. 現状と課題（中長期目標）

平成26年度から5年間の指定管理を受け、順次第三者評価を受審し、事業運営における問題点を把握の上でサービスの質の向上に繋げていきます。同時に、基本理念等の周知や経営状況の把握と改善を意識した施設運営のほか、人事考課制度の運用・見直し、職員研修の充実などによる人材育成等様々な課題に取り組み、利用者サービス・利用者満足の上昇に努めます。

3. 組織図



4. 職員配置

	計	内 訳	
		正規職員	契約職員
事務局	5 (1)	事務局長補佐 1 事務局員 2	常務理事 1 事務局長 (1) 事務局員 1
総務課	3 (5)	総務課長 (1) 総務課長補佐 (1)	
総務係	3 (3)	総務係長 (1) 総務係員 (1) 看護師 1 介護員 1 栄養士 1	総務係員 (1)
支援課	57 (29)	支援課長 1	
支援第一係	29 (15)	支援第一係長 (1)	
つくし (児童発達支援センター(福祉型))	13 (4)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 保育士 3 看護師 (1) 言語聴覚士 1 栄養士 (1) 介護員 (1) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 6
たんぼぼ (医療型児童発達支援センター)	8 (3)	管理者 (1) 児童発達支援管理責任者 1 看護師 1 理学療法士 2 作業療法士 1 言語聴覚士 1 栄養士 (1) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 1
さくら (児童発達支援事業)	8 (7)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 (1) 保育士 1 看護師 (1) 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 言語聴覚士 (2)	児童指導員 1 保育士 5
支援第二係	27 (14)	支援第二係長 (1)	
あすなろ (生活介護)	16 (5)	管理者 1 サービス管理責任者 1 (1) 生活支援員 6 看護師 (1) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 8
ほぷら (生活介護)	11 (8)	管理者 1 サービス管理責任者 (1) 生活支援員 2 看護師 1 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 4 (2) 看護師 2 介護員 1
どんぐり (障がい者相談支援センター)	5 (1)	管理者 1 相談支援員 4 事務職員 (1)	
稲田園 (高齢者生きがいセンター)	6 (0)	園長 1	事務職員 1 用務員 4
虹の家・友愛の家 (就労継続支援事業(B型))	10 (3)	管理者 1 サービス管理責任者 1 職業指導員 1 生活支援員 1 看護師 (1) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	職業指導員 1 生活支援員 5
計	86 (39)	正規職員 計 43	契約職員 計 43

(育休等の休業中の職員3名は除く)

(括弧内は他職種または他事業所との兼務を表す)

5. 受託施設及び事業一覧

区分	施設及び事業					
	種別	名称	根拠法令	定員	経営の別	
第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業 (児童発達支援センター(福祉型))	各務原市福祉の里つくし	児童福祉法	30人	指定管理者制度による受託	
	障害児通所支援事業 (医療型児童発達支援センター)	各務原市福祉の里たんぼぼ		20人		
	障害児通所支援事業 (児童発達支援事業)	各務原市福祉の里さくら		32人		
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里あすなる	障害者総合支援法	60人		
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里ぼぷら		20人		
	相談支援事業 (相談支援センター(特定・障害児相談支援事業))	各務原市福祉の里どんぐり	障害者総合支援法 児童福祉法	—		管理委託制度による受託
	障害福祉サービス事業 (就労継続支援事業B型)	虹の家(主たる事業所) 友愛の家(従たる事業所)	障害者総合支援法	20人 15人		
	老人福祉センター	各務原市高齢者 生きがいセンター稲田園	老人福祉法	—		指定管理者制度による受託
事業益	各務原市福祉の里 支援センター	法外	—	指定管理者制度による受託		

6. 職員研修

職員の資質向上等のため各種研修を実施していきます。

虐待防止研修、メンタルヘルスケア研修、リスクマネジメント研修、救命講習等

7. 委員会活動

利用者の皆様の安心・安全や職員の知識、支援の質の向上、情報発信等のため、各種委員会を開催します。

虐待防止委員会、ヒヤリハット事故防止検討委員会、地域貢献活動推進委員会、防災対策委員会、人材育成委員会

8. 各種マニュアルの整備

- (1) 事故、災害、新型インフルエンザ等各種リスクに対応するため、マニュアルの見直し、整備を進めます。
- (2) 研修、施設実習受け入れ、苦情解決等の各種マニュアルを整備し、業務の標準化を図ります。

9. 安全対策

- (1) 受託経営する施設の管理を行います。安全管理においても常に設備器具の点検を行い、整備の万全を図ります。
- (2) 利用児・者参加による避難訓練を毎月実施します。あわせて消火設備、避難設備器具等の点検を行い、万全を期します。
- (3) 福祉避難場所としての受け入れ体制の整備を図ります。

10. 地域貢献

障がい者アート展の開催のため、関係事業所との連絡調整を行い、実施の準備を進めます。

各務原市福祉の里つくし(児童発達支援センター(福祉型))

1. 事業概要

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りが見られたりする就学前の幼児とその保護者に対し、保育を通して心身の発達を促し、家庭を中心とする日常生活への適応力を育てます。また、保護者の方に対し相談、助言等を通して、子育ての不安を減らし自信を持って子育てしていけるよう支援します。

2. 運営方針

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りがみられたりする就学前の幼児とその保護者に対し、個の発達段階に応じた効果的な保育を通して、家庭を中心とする日常生活への適応力を育成します。

3. 現状と課題

- ① 3歳以上の利用児の地域移行(幼稚園・保育所への移行)が進んだ。今後も毎月新規の利用児が出てくる可能性があり、職員間での就園の見極めを行う必要がある。
- ② 3歳未満(週3回利用)の利用児が増えて2クラスでの対応が限界にきている。契約児の増加が続く場合は定員も含めた事業所運営の見直しが必要となる。
- ③ 児童発達支援センターとしての地域支援として一般相談を開始した。保育所や幼稚園への訪問支援にも取り組む必要がある。

4. 実施計画(目標)

(1) 施設内支援

年少以上児の就園への見極め・流れを明確にし、週3・週1の児の経過をもとに適切な支援形態へ導いていきます。

(2) 相談支援

一般相談の質を向上させ、相談をされた方が「相談してよかった」と思われるような、市民にとって身近な育児の相談場所になるよう努力します。

(3) 各務原市ことばの相談への協力

ことばや社会性の発達などが気がかりな子の相談を受けるため、施設職員がアドバイスなどを行います。

(4) 保育所等訪問支援実施に向けて

集団適応に支援を要するお子さんがいる保育所や幼稚園を訪問し、本人への支援の他、訪問先の職員に対して、その子への支援方法等を指導できるよう、その対象者の把握を進め、関係機関との連携と調整を行いながら、実施の準備を進めます。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、言語聴覚士、看護職員、医師、管理栄養士、運転士、事務職員

各務原市福祉の里たんぽぽ(医療型児童発達支援センター)

1. 事業概要

運動発達に支援が必要な就学前の乳幼児とその保護者に対し、保育を中心に理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。

2. 運営方針

運動発達に支援が必要な子どもに対し、保育士、看護師、訓練士がチームとなって連携し、総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。また、子どもが地域の園や支援機関でも安心して過ごせるよう、地域との連携に努めます。

3. 現状と課題

- ① 独歩可能なお子さん一人一人のニーズに合わせた発達支援ができるよう、タイプ別2クラス編成を実施したが、部屋の狭さなどの環境面の整備を進める必要がある。さらに、歩けるようになったお子さんは12人と全体の4割を超えるが、多動傾向のあるお子さんの療育に不可欠な、多彩な運動の保障のための遊具やプレイルームの整備も進める必要がある。
- ② 保育士・訓練士・看護師がチームとなって連携し、総合的な療育をえるようにするために、利用者全員に対して年2～3回のケース検討を行い、職員のお子さんに対する評価を統一した。
- ③ 訓練士が摂食機能療法のケース検討会を2か月に1回行うことで、訓練士の摂食機能療法の技術の水準を高めることができた。

4. 実施計画(目標)

(1) 保育環境を整備します

従来の給食室を保育室にすることにより、2クラスを独立させ、落ち着いた環境で、保育を実施し給食を食べて過ごせるようにします。また、歩けるようになったお子さんのために、室内遊具のあるスペースを設け、運動の場を保障します。

(2) 就園までのスムーズな流れをつくります

職員が、お子さんの就園時期を正しく見極める目を持てるよう、全職員によるケース検討会を随時実施します。

(3) 摂食機能療法の技術を高めます

訓練士が摂食機能療法のケース検討会を2か月に1回行い、引き続き、支援技術を高めます。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、医師、管理栄養士、事務職員

各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）

1. 事業概要

ことばや社会性の発達が気がかりな、又は、運動発達に支援が必要な保育所等に通う幼児とその保護者に対し、週1回、ニーズに応じた個別的な支援を行い、総合的な発達と社会生活への適応を促します。また保護者に対しては、子どもの特徴を理解し、子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。

2. 運営方針

ことばや社会性、運動の発達が気がかりな保育所等に通う幼児を対象に、一人一人の子どもに応じた個別的な支援を行うとともに、地域の医療・園・学校等との連携を図り、そのご家族が地域の中で安心して生活できるように支援します。

3. 現状と課題

- ① 毎日の支援の反省会でお子さんの姿を職員間で共有できた。お子さんの発達段階や発達特性に合わせた活動内容を提供していくと共に、環境設定のあり方や職員の関わり方、声のかけ方についても随時検討していきたい。
- ② 保護者にお子さんの姿や活動のねらいについて要点を整理して伝えるように努めた。また保護者に合わせて理解していただけるように伝え方を工夫した。
- ③ 園訪問時には園とさくらがそれぞれで担う役割を明確にし、確認しあうことができた。また適宜連携を図れた。就学支援においては学校との引き継ぎ方法について検討していきたい。

4. 実施計画（目標）

（1）療育の質を高めます

支援計画の保護者のニーズや支援目標を常に念頭に置きながら活動計画を立て、ねらいを明確にして支援を行います。また、発達検査の結果や小児科診察の所見等も参考にして、より、お子さんのニーズに合わせた支援を提供します。

（2）保護者への説明力や対話力を高めます

活動後の懇談で保護者への的確な説明や柔軟な対応ができるように文献を読む時間を確保すると共に、保護者支援についてのケース検討会を実施します。

（3）お子さんの姿を園と共通理解して支援します。また学校との連携に努めます。

お子さんの発達段階と発達のニーズを園と共通理解し、さくらでの支援だけでなく、園での集団生活でのお子さんの困り感や担任の先生の困り感にも対応して支援します。また、市教育委員会と連携して安心して小学校への就学を迎えられるように支援します。

（4）各務原市すくすく応援隊事業への協力

発達が気がかりな子が通う保育所等へ出向き、現場職員への支援等を行う市の事業へ施設職員が参加し、一緒に療育のアドバイスをを行います。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、看護師、医師、事務職員

各務原市福祉の里あすなろ(生活介護事業)

1. 事業概要

知的障がいがある方に対し、安定した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、食事の介護及び入浴、排せつの支援を行います。また、作業活動(仕事)を中心とし、調理・洗濯・掃除などの支援、並びに検診、運動などの健康管理の支援、外出支援等を行います。

2. 運営方針

知的障がいがある方に対し、障がいの特性や得意なこと、支援のニーズに応じて、1階と2階のグループに分かれて活動を行います。また、一人ひとりのニーズや目線に合わせた「個別支援計画書」を作成し、これに基づいたサービスを実施します。

施設での活動や地域で生活する上での情報提供及び助言、地域にある様々なサービス機関との連携の支援を行います。

3. 現状と課題

- ① 定員を40名から60名に拡充することで特別支援学校卒業生の受け入れはできたが、2階に加えて1階の部屋を拡充したため、職員の連携が難しくなった。そのため、グループ毎に障害支援区分に応じた職員配置が必要になった。
- ② 各グループの作業内容の見直し、障がい特性等に合わせた環境の整備などを行うことにより、一人ひとりが自分らしさを出せる場面が増えた。特に、作業工賃を給料として支払ったことは作業に対する意欲向上が見られた。
- ③ 活動場所を構造化し、わかりやすい環境(机、棚、間仕切り等の配置、日課表、作業指示等の工夫)を提供することで、見通しが持て、落ち着いた活動ができるようになった。
- ④ 2階利用者の障がいの重度化が進み、障がい者トイレが1箇所と少なく介助の必要な方が順番を待つことが多いため、介助者が一緒に入れるトイレが必要になった。

4. 実施計画(目標)

(1) 職員配置の見直し

活動グループをユニットとして考え、利用者の障害支援区分に応じた職員配置をし、より良い支援を目指します。

(2) 活動内容の充実

1階では、受託作業の充実を図り、自分の役割を自覚し就労意欲が持てるように支援します。また、安定した受託作業の確保に努めます。2階では、日常生活の支援、介助、作業・余暇支援の充実をし、生きる喜びや物づくりの喜びを得られよう支援します。グループ間交流の場としての余暇活動の充実を図ります。

(3) 環境の構造化の充実と利用者職員とのより良い関係作りを目指す

机、棚等の配置、間仕切りの工夫、日課表、作業指示等の工夫を追及し、わかりやすい環境づくりをします。利用者の思いを汲み取れるよう、職員が寄り添い一緒に過ごすことで、お互いが信頼し合える関係を築きます。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、管理栄養士、事務職員

各務原市福祉の里ぽぷら（生活介護事業）

1. 事業概要

重症心身障がい、身体障がいの方に対して食事及び排泄・入浴の介護や日常生活に必要な機能の維持向上を目的とした機能訓練の機会の提供、その他レクリエーションなどの活動を通して安定した日常生活と社会参加への支援を行います。

2. 運営方針

利用者の生活の質を高め、安定した日常生活を営むために必要な支援、介助、訓練等を行い、地域での安心で安全な暮らしを支援します。また、地域にある様々なサービス機関との連携のほか、施設での活動や地域での生活に必要な情報の提供および助言等の支援を行います。

3. 現状と課題

- ① 重症心身障がい者の受け入れ増加を念頭に準備を進めてきた。活動の場面によっては身体障がいの方との支援内容の差別化を図る必要がある。活動の見直し、必要に応じてグループ化も視野に検討の必要がある。
- ② 一人ひとりへの適切な支援に努め、医療的ケアも実施した。今後重度の方の受け入れ増加を想定しているため、職員の連携を密にしていく必要がある。
- ③ 残存機能の維持向上を目指し、月2回を目安に児施設の訓練士が機能訓練の機会を提供している。訓練を受ける障がい児の増加に伴い、ぽぷらの月2回の訓練が難しくなると考えられる。

4. 実施計画（目標）

（1）活動内容の充実

重症心身障がいの方（医療的ケアの必要な方）と身体障がいの方とが一緒に行う活動と、グループ毎に行う活動と差別化するなど活動内容の充実に努めます。

（2）安心・安全な医療的ケア

職員間の気づきを大切にすることにより、健康悪化につながる徴候を少しでも早く見つけられるよう努めます。また、予防のための活動・支援を行うとともに、丁寧確実な医療的ケアを実施します。

（3）リハビリ実施計画に基づいた機能訓練への取り組み

訓練士による訓練を希望される利用者に対し、平等に訓練がいきわたるようにします。訓練士からの指示のもと機能的訓練を行い、その成果がわかるよう記録します。

（4）ニーズに合ったサービスの提供

一人ひとりの思いを汲みとりながら安全で快適な入浴や食事・排泄などの支援を行います。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、事務職員

各務原市福祉の里どんぐり(特定・障害児相談支援事業)

1. 事業概要

障がいのある人、または子育てに不安がある人の思いに寄り添い、能力や特性に応じて自立したその人らしい生活が送れるように相談支援を行います。また、不安がある人に対しては適切な情報提供等を行い、不安の軽減が図れるよう支援します。計画相談支援においてはサービス等利用計画の作成を通して適切な福祉サービスの提供が行えるよう情報提供を行い、継続的にモニタリングを行う中で利用者の生活の質が高まるような相談支援を行います。

2. 運営方針

各務原市内の障がい児者が安心した生活を送れるように、様々な相談に応じ、医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連絡調整を図りながら、総合的・継続的に相談支援を行います(一般相談)。また、サービス等利用計画の作成を通して利用者の方のニーズに応じた福祉サービスが継続的に利用できるよう、モニタリングを行い、サービス提供事業所と連携を図ります(計画相談)。

相談支援を通して、地域での課題を発見し、関係機関と連携をしながら課題解決に向けて努力します。

3. 現状と課題

現在、一般相談に加え、障がい児者併せて約600人を計画相談支援として関わっており、以下の3点が課題と考えられる。

- ① 相談員 1 人当たりの担当人数が多く、利用者の真のニーズを汲み取りながら支援を考えていくことが難しい。
- ② 連携が取りづらい関係機関があり、丁寧な支援が行えないケースがある。
- ③ モニタリング期間が長い為、相談者の状態の変化への気づきが遅い時がある。

4. 実施計画(目標)

(1) 丁寧な相談

利用者の立場に立った相談支援を行うために、適正な担当人数を考慮し、丁寧な相談支援を行います。

(2) 関係機関との連携

利用者の将来を考え、より良い生活を送ることができるよう、関係機関と連携を取り、個別支援会議を通して支援の方向性を一緒に考えていきます。

(3) サービス等利用計画の質の向上

利用者の真のニーズを汲み取り、より良い計画を利用者に提示するため、研修を充実させ、市外、県外の福祉施設、サービスについても知識を得ます。

5. 人員配置

管理者、相談支援専門員、事務職員

高齢者生きがいセンター稲田園 (生きがいセンター)

1. 事業概要

市内在住の60歳以上の方を対象に、健康増進のため入浴施設、運動器具・軽スポーツ用具等を提供するとともに、教養の向上、レクリエーションなどの便宜を図ります。

2. 運営方針

高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、生きがいと健康づくり活動を支援する環境を提供するよう努めます。また、市民のニーズに応えるため地域の社会資源を活用するとともに、市ならびに関係機関と連携を図り事業推進に努めます。

3. 現状と課題

個人利用者からは、利用料金が安く、超音波気泡浴装置のある大浴場でゆったりと気持ちよく過ごせると好評である。団体利用者からは、バスの送迎により施設でのんびりとカラオケなどを楽しみながら過ごせると好評である。これからも継続的な利用をお願いしつつ、新たな利用者を開拓していく必要がある。

また近年、重い持病を抱えた利用者や障がい者手帳を所持する利用者が増えてきている。利用者間のトラブルが生じないように、入浴中の事故防止の見守り、場合によっては入浴中止の促しを図る。

4. 実施計画（目標）

（1）入浴サービス

利用者に満足いただけるよう、管理・美化の行き届いた入浴施設の提供に努めます。

（2）団体向けサービス

① 各種団体等（シニアクラブ・近隣ケアグループ・ボランティアハウスなど）が10人以上で利用される場合は、送迎バス（無料）を配車します。

② 団体の発表会の場として、午前中はカラオケ機器を優先的に利用できるようにします。

（3）生活・健康等の相談及び指導

健康増進施設PRのため、利用者向けにカラオケシステム内蔵の『歌謡体操』を使って体操ができる時間を提供します。

（4）関係機関・ボランティアと連携した取り組み

① 市関係課と連携し、団体向けに『出前講座』を開催できるように調整します。

② 各種ボランティア団体と連携し稲田園での演芸披露（歌・踊り・演奏等）の調整をします。

5. 人員配置

園長、事務職員、用務員

虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型））

1. 事業概要

障がいのある人に対して、一般就労も念頭において福祉的就労の場を提供し、能力及び特性に応じて適切に支援を進め、社会的に自立ができる力を育てます。

2. 運営方針

- ・一般・福祉的就労を念頭に置いた作業支援、就労支援・相談支援に努めます。
- ・生活自立に向けた生活支援に努めます。（公共交通機関の利用支援をする。）
- ・一人ひとりのニーズや目標に合わせたサービスを実施し、評価します。
- ・職員の研修の充実を図ります（視覚障害者・精神障害者の各支援に関するもの）

3. 現状と課題

- ① 作業支援：新たに受託作業を開拓したが工賃アップには繋がっておらず今後も受託作業の開拓に努める。
- ② 生活支援：公共交通機関利用を中心とした施設行事を実施したが、一人で利用出来る利用者が少ないため、引き続き自立に向けた支援をしたい。また、将来的にグループホームなどへの入居希望者が増えているため、その準備支援も行っていく。
- ③ 就労支援：将来的に就労支援へ繋がる者や作業能力の向上ステップアップを目的に施設外就労の取り組みを継続していく。

4. 実施計画（目標）

（1）作業支援

定期的な受託している作業の正確性を上げ（ティーチプログラム等の活用）、作業スピードにこだわらず正確性を重視し、利用者の作業内容の範囲を広げること重点を置き支援します。また目標工賃を10,000円以上とします。

（2）生活支援

生活自立に向けた支援として公共交通機関の利用を増やし、買い物や、余暇の過ごし方（喫茶店利用など）の機会を増やします。またグループホームへの入居希望者への準備支援を行います。

（3）就労支援

一般就労にこだわらず、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）を視野に個別に支援します。施設外就労に組み、作業能力の向上ステップアップ支援をします。

（4）社会見学

年1回実施し、工場の仕組みや、生産ライン・働く人を実際に見てみることで、働くことに対する興味・関心や意欲を育てます。

5. 人員配置

管理者、所長、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員、管理栄養士、事務職員

福祉の里支援センター

1. 事業概要

ボランティアの活動支援や大学生など実習生の受け入れ、施設PRのための行事開催のほか、全市民に対してアリーナ等の貸館業務を行います。

2. 運営方針

地域住民に対しても各施設の利用により、福祉に関する各種研修事業、ボランティア活動支援事業、その他地域の特性や地域住民のニーズに応じた事業を行い、ボランティア活動の知識、福祉の充実・促進を図ります。

3. 現状と課題

これまでボランティアを受け入れ、協力を得ながら運営してきましたが、長期間活動していただいていた方が活動を終了されるなか、関係機関とも連携しながら新たな活動者の募集と長期継続となるよう支援を行う必要があります。またこれまで同様、大学生等実習生の受け入れも積極的に行い、これらを通して福祉の理解を深めていただき施設と地域との繋がりを大切にしていきます。

4. 実施計画（目標）

（1）ボランティア活動支援事業

ボランティアの参加育成に努め、地域社会との交流を積極的に行います。また、各務原市社会福祉協議会とも連携しながら、ボランティアとしての福祉の知識の充実・促進を図ります。

（2）体験学習生・実習生の受け入れ・研修等

中学校や高校のボランティア・職場体験学習・インターンシップ等の受け入れを行い、施設と学校とのネットワークを密にするとともに、共同して福祉教育に寄与します。一方、大学等の福祉職員養成機関の実習の受け入れを行い、今後の福祉現場を担う専門職員の養成を行います。

（3）福祉の里ふれあい夢まつりの開催

これまでの事業運営へのご理解とご支援に対する感謝を伝え、また今後の事業にご理解をいただくためのイベントとし、市民の皆様への情報発信の場とします。

（4）貸館業務

全市民を対象にアリーナ・なかよし広場・ボランティアルーム・会議室等を提供します。